

名古屋市緑政土木局における 現場代理人の常駐義務緩和及び兼務 の試行に関するQ&A

2016.10

【主な変更点】

- Q&A を修正しました。(1,3,12)
 - ・ A 1 : 今回の改定内容について
 - ・ A 3 : 兼務できる組み合わせについて
 - ・ Q&A12 : 新しい事例に修正



【大前提】

兼務するにあたっては現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないことです。

兼務の条件について

- Q1. 今回の改定で何が変わったのか？
- Q2. 工事と業務委託の代理人を兼務してもいいのか？
- Q3. 兼務できる件数・組み合わせがよくわからない。
- Q4. 業務委託の業務代理人のみを兼務する場合でも件数に定めはあるのか？
- Q5. 兼務する工事や業務委託はすべて会社所在地の同一区内か隣接区内でないといけないのか？
- Q6. 当該契約が少額随契、特命少額随契、緊急随契のどれに該当するかよく分からないが、どう判断すればいいのか？
- Q7. 兼務する代理人以外の人間が60点未満の成績をとっていてもダメか？
- Q8. 兼務しようとする工事の契約の日の前12か月以内に60点未満の成績をとっていないこととあるが、60点未満の成績をとった日はいつを基準とするのか？
- Q9. 当初請負金額は500万円未満であった工事に変更により500万円を超えた場合、又は当初請負金額が500万円以上の工事に変更により500万円未満となった場合はどうなるのか？
- Q10. 当該工事が兼務可能かどうかはどう判断すればいいのか？
- Q11. 工事施工条件明示で兼務は「不可」となっている場合でも、兼務できるものがあるのか？
- Q12. 平成28年9月に契約した800万円の工事の現場代理人は、他の工事や業務委託の代理人と兼務できるのか？
- Q13. 設計図書に兼務可能とあっても兼務できない場合はあるのか？
- Q14. 連絡員は各現場に配置しなければならないのか？また元請会社の社員でないとだめか？何か資格は必要か？誰が連絡員か分かるようにしなければならないか？
- Q15. 現場代理人を兼務している工事でその主任技術者も兼務できるのか？
- Q16. 現場代理人を兼務していない工事の主任技術者とは兼務できるのか？

兼務の手続きについて

- Q17. すでに工事を1件施工している、もう1件現場代理人を兼務して工事を施工するため入札に参加しようと思っているが、落札・契約後に、すでに施工している工事の監督員に兼務はだめだと言われたらどうすればいいのか？
- Q18. 入札前で誰を代理人に配置するか未定の場合でも、現場代理人兼務承認書は提出しなければならないのか？
- Q19. 同時期に入札が3件あり、それらの工事で代理人を兼務しようと考えているが、その場合、現場代理人兼務承認書は提出しなければならないのか？
- Q20. 入札前は代理人を兼務させる予定はなかったのに現場代理人兼務承認書は提出しなかったが、契約後に代理人を兼務させたいとなった場合は、兼務できるのか？
- Q21. 入札前に現場代理人兼務承認書で承認された代理人は、契約後必ず配置しなければならないのか？変更することはできないのか？
- Q22. 3件兼務する時は、3件それぞれの監督員に書類を提出するのか？
- Q23. 3件兼務するうち1件は業務委託であるが、業務委託の監督員にも兼務承認書や兼務承認願などの書類を提出するのか？
- Q24. 連絡員は施工計画書の緊急時の体制及び対応に記載する必要があるか？
- Q25. 連絡員は変更できるのか？変更した場合は施工計画書や兼務承認願を再度提出するのか？
- Q26. 兼務している他の工事が早く完了した、工期延期した、途中で他の現場代理人に変わったなどの場合はどうしたらいいのか？

兼務の不承認・解除について

- Q27. 工事途中で兼務を認められなくなる場合は具体的にはどのような場合か？
- Q28. 工事途中で兼務を認められなくなった場合はどうすればよいのか？
- Q29. 兼務を認められなくなって新たな代理人を配置する場合、どの現場に新たな代理人を配置すればいいのか？
- Q30. 新たな代理人が配置できない場合はどうすればよいのか？

その他

- Q31. 試行実施とはどういうことか？

兼務の条件について

Q1. 今回の改定で何が変わったのか？

A1. 500万円以上1,000万円未満の工事の現場代理人について、他の1,000万円未満の工事や業務委託（金額の制限なし）の代理人との兼務が可能となりました。（詳細はQ&A3を参照）

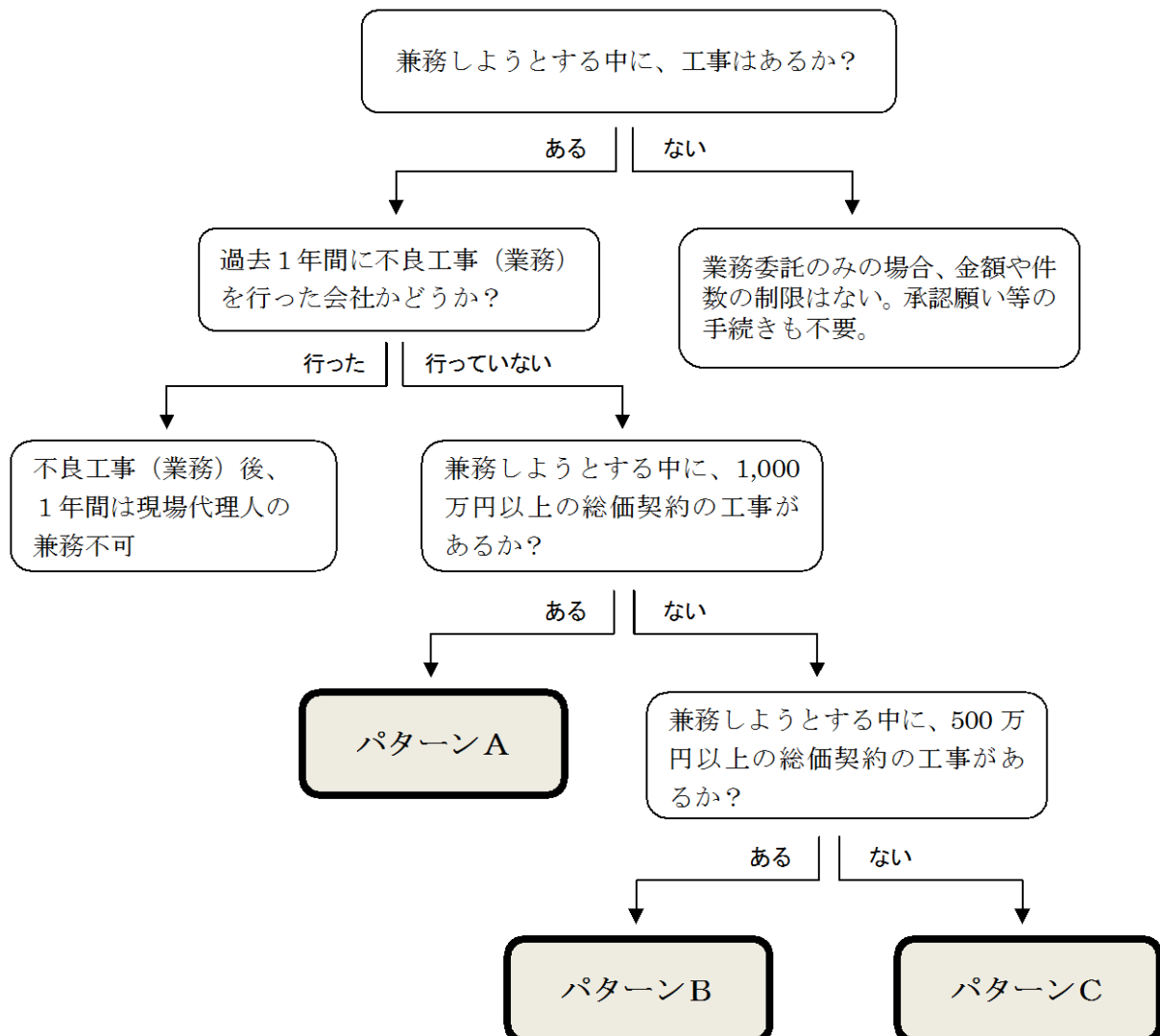
Q2. 工事と業務委託の代理人を兼務してもいいのか？

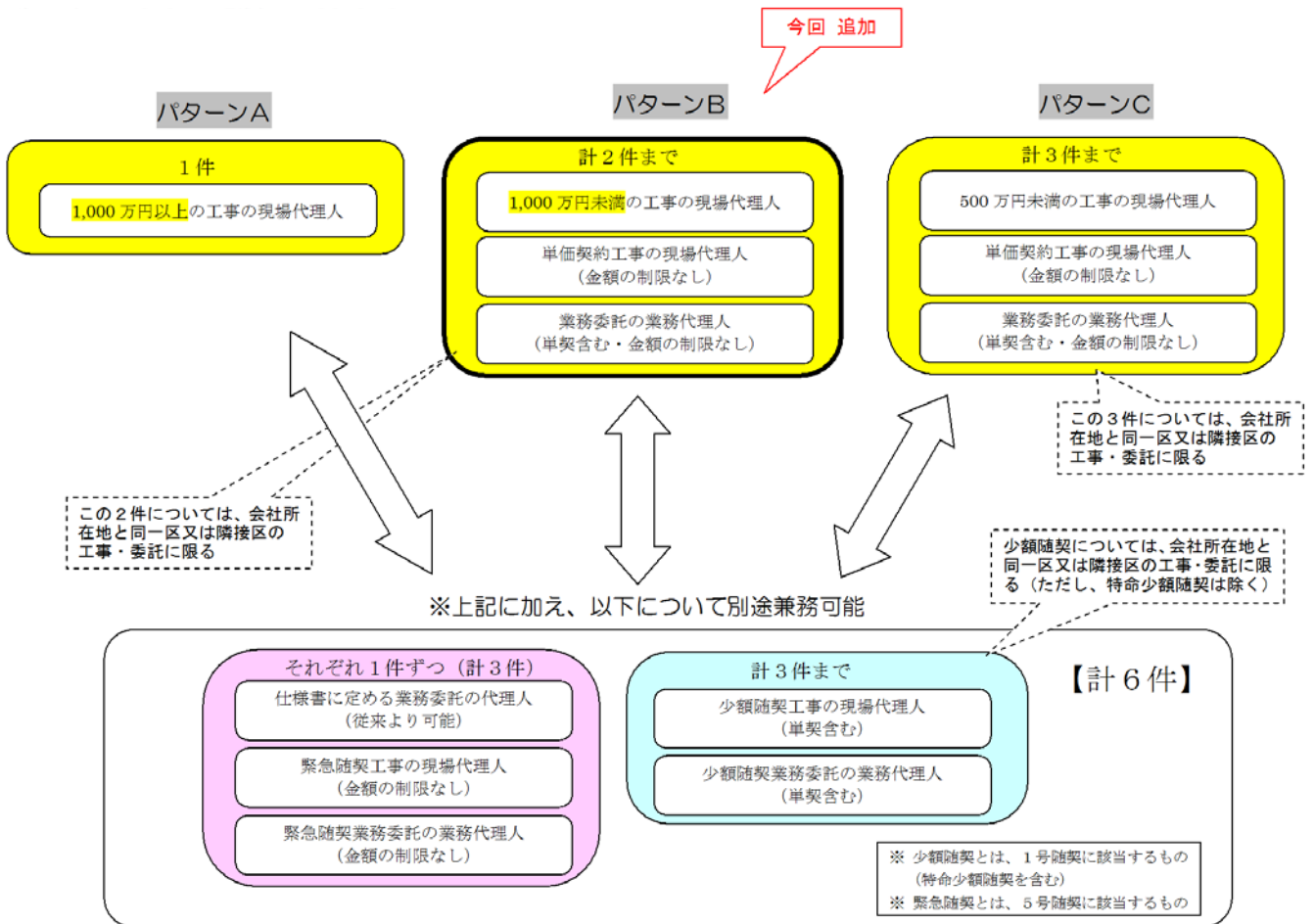
A2. 要領に定められている組み合わせ、件数に限り兼務可能です。ただし、常駐の定めのある工事や業務委託については当然ながら兼務できません。

なお、常駐が義務づけられている工事についても、土木工事共通特記仕様書（特記事項）6に定められている業務委託や災害時等における緊急工事や緊急業務委託についてはそれぞれ1件に限り兼務が可能です。

Q3. 兼務できる件数・組み合わせがよくわからない。

A3. 以下のフロー図、パターン図を参考にしてください。





〈パターンAの場合の兼務組み合わせ例 (計5件の例)〉

① 1,500万円の■■■工事	1,000万円以上の工事の代理人 → 1 件
② 凍結防止散布業務委託 ③ ▼▼ 緊急工事	仕様書に定める業務委託の代理人 緊急随契の工事 緊急随契の業務委託 → それぞれ 1 件ずつ
④ 200万円の●●工事 ⑤ 80万円の▲▲業務委託	少額随契の代理人 → 3 件まで

〈パターンBの場合の兼務組み合わせ例 (計6件の例)〉

① 900万円の■■■工事 ② 800万円の★★工事	1,000万円未満の工事の代理人 → 2 件まで
③ 凍結防止散布業務委託 ④ ▼▼ 緊急工事	仕様書に定める業務委託の代理人 緊急随契の工事 緊急随契の業務委託 → それぞれ 1 件ずつ
⑤ 200万円の●●工事 ⑥ 80万円の▲▲業務委託	少額随契の代理人 → 3 件まで

〈パターンBの場合の兼務組み合わせ例（計6件の例）〉

①900万円の■■■工事 ②400万円の★★工事	1,000万円未満の工事の代理人 →2件まで
③凍結防止散布業務委託 ④▼▼緊急工事	仕様書に定める業務委託の代理人 緊急随契の工事 緊急随契の業務委託 →それぞれ1件ずつ
⑤200万円の●●工事 ⑥80万円の▲▲業務委託	少額随契の代理人 →3件まで

〈パターンCの場合の兼務組み合わせ例（計7件の例）〉

①400万円の■■■工事 ②1,200万円の★★工事（単契） ③1,500万円の△△業務委託	500万円未満の工事の代理人 →3件まで （※単契は500万円未満とみなす。） （※業務委託は金額の制限なし。）
④凍結防止散布業務委託 ⑤▼▼緊急工事	仕様書に定める業務委託の代理人 緊急随契の工事 緊急随契の業務委託 →それぞれ1件ずつ
⑥200万円の●●工事 ⑦80万円の▲▲業務委託	少額随契の代理人 →3件まで

〈パターンCの場合の兼務組み合わせ例（計7件の例）〉

①400万円の■■■工事 ②300万円の□□工事 ③1,500万円の△△業務委託	500万円未満の工事の代理人 →3件まで （※業務委託は金額の制限なし。）
④凍結防止散布業務委託 ⑤☆☆緊急工事	仕様書に定める業務委託の代理人 緊急随契の工事 緊急随契の業務委託 →それぞれ1件ずつ
⑥200万円の●●工事 ⑦80万円の▲▲業務委託	少額随契の代理人 →3件まで

Q4.業務委託の業務代理人のみを兼務する場合でも件数に定めはあるのか？

A4. 業務代理人のみ兼務する場合は特に件数の定めはありません。ただし、常駐の定めのある業務委託については兼務できません。（Q&A 3参照）

Q5.兼務する工事や業務委託はすべて会社所在地の同一区内か隣接区内でないといけないのか？

A5. 基本は、代理人を兼務する工事や業務委託は、会社所在地の同一区内か隣接区内である必要があります。ただし、

- ・工事共通特記仕様書（特記事項）6に定める業務委託
- ・災害等の緊急時における随契（緊急随契）による工事及び業務委託
- ・特命少額随契による工事及び業務委託

については、同一区内又は隣接区内でなくてもかまいませんが、何かあった時はすみやかに当該現場へ行くことができる必要があります。（Q&A 3参照）

Q6.当該契約が少額随契、特命少額随契、緊急随契のどれに該当するかよく分からないが、どう判断すればいいのか？

A6. 設計書の契約締結方法欄にそれぞれ以下のとおり記載されています

- ・少額随契の場合：「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）」又は「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号★）」
- ・特命少額随契の場合：「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号★）」
- ・緊急随契の場合：「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）」

（※少額随契には特命少額随契が含まれます。）

Q7.兼務する代理人以外の人間が60点未満の成績をとっていてもダメか？

A7. 兼務する代理人が60点未満をとっていなくても、会社全体で60点未満の成績をとっていないことが条件です。なお、60点未満は緑政土木局の発注に係る工事だけでなく業務委託も含まれます。

Q8.兼務しようとする工事の契約の日の前12か月以内に60点未満の成績をとっていないこととあるが、60点未満の成績をとった日とはいつが基準になるのか？

A8. 60点未満の成績通知を受けた日が基準となります。

例えば、平成27年4月1日に58点の成績通知を受けている場合は、平成28年3月31日までに契約する工事については、現場代理人の兼務ができません。

Q9.当初請負金額は500万円未満であった工事に変更により500万円を超えた場合、又は当初請負金額が500万円以上の工事に変更により500万円未満となった場合はどうなるのか？

A9. 500万円未満はあくまでも当初請負金額で判断します。当初請負金額が500万円未満であった工事に変更により500万円を超えた場合であっても、引き続き代理人の兼務は可能です。また、当初請負金額が500万円以上の工事に変更により500万円未満となった場合でも、緊急工事等以外は代理人の兼務はできません。

Q10.当該工事が兼務可能かどうかはどう判断すればいいのか？

A10. 設計図書に兼務に係る特記仕様書が添付されており常駐を義務づけていない場合、要領の条件を満たせば、兼務は可能です。

（設計図書の例）

（工事施工条件明示）

明示項目	明示事項	施工条件等	備考
9. 現場代理人の配置条件	1. 現場代理人の現場への常駐義務緩和及び他の工事又は業務委託の代理人との兼務	1. 条件を満たせば可 2. 不可(要常駐)	1. 「名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領」を参照すること。

Q11.工事施工条件明示で兼務は「不可」となっている場合でも、兼務できるものがあるのか？

A11. 現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書3に定める代理人とは兼務することが可能です。

Q12.平成28年9月に契約した800万円の工事の現場代理人は、他の工事や業務委託の代理人と兼務できるのか？

A12. 1,000万円未満の工事の現場代理人の2件までの兼務は、平成28年10月1日以後の契約工事が対象となります。平成28年9月に契約した800万円の工事の現場代理人は、従来の規定により、少額随契や緊急工事等との兼務は可能です。

Q13.設計図書に兼務可能とあっても兼務できない場合はあるのか？

A13. 設計図書の条件はあくまでも条件を満たせば可ということですが、したがって、実際に兼務する場合は、仕様書や要領の条件を満たす必要があります。

Q14.連絡員は各現場に配置しなければいけないのか？また元請会社の社員でないためか？何か資格は必要か？誰が連絡員か分かるようにしなければならないか？

A14. 連絡員は各現場に配置する必要があります。また、元請会社の社員である必要はなく特に資格も必要ありませんが、監督員や現場代理人と常に連絡がとれることが必要です。
また、代理人が不在になる場合は、誰が連絡員か分かるようにしておくことが必要です。（腕章や名札等による目印）

Q15.現場代理人を兼務している工事でその主任技術者も兼務できるのか？

A15. 現場代理人を兼務している工事については、その主任技術者も兼務することができます。

Q16.現場代理人を兼務していない工事の主任技術者とは兼務できるのか？

A16. 現場代理人の兼務をする場合、いずれかの現場に常駐する必要があります。したがって、それ以外の工事の主任技術者は兼務できません。

兼務の手続きについて

Q17.すでに工事を1件施工していて、もう1件現場代理人を兼務して工事を施工するため入札に参加しようと思っているが、落札・契約後に、すでに施工している工事の監督員に兼務はだめだと言われたらどうすればいいのか？

A17. 入札に参加する時点で、すでに施工している工事の監督員に、兼務に関し現場代理人兼務承認書を提出し承認をえてください。その後、その工事を落札・契約した場合には、再度、現場代理人兼務承認書を提出して下さい。また兼務書を承認されたが、工事を落札できなかった場合も、その旨を監督員に報告し、打合せ記録簿を提出して下さい。

Q18.入札前で誰を代理人に配置するか未定の場合でも、現場代理人兼務承認書は提出しなければならないのか？

A18. 誰を代理人に配置するか未定の場合は、兼務承認書を提出する必要はありません。しかし、契約後に提出された兼務承認書について、現場の状況等によっては承認されない場合もありますので、代理人の兼務を考えているのであれば、事前に兼務承認書を提出し承認を得ておく方が望ましいです。

Q19.同時期に入札が3件あり、それらの工事で代理人を兼務しようと考えているが、その場合、現場代理人兼務承認書は提出しなければならないのか？

A19. 同時期に入札・契約する場合は、兼務承認書を提出する必要はありません。契約後、それぞれの監督員に兼務承認書を提出して下さい。

Q20.入札前は代理人を兼務させる予定はなかったのに現場代理人兼務承認書は提出しなかったが、契約後に代理人を兼務させなくなった場合は、兼務できるのか？

A20. 現場代理人兼務承認書を提出し承認されれば、代理人を兼務することはできます。しかし、契約後に提出された兼務承認書について、現場の状況等によっては承認されない場合もありますので、代理人の兼務を考えているのであれば、事前に兼務承認書を提出し承認を得ておく方が望ましいです。

Q21.入札前に現場代理人兼務承認書で承認された代理人は、契約後必ず配置しなければならないのか？変更することはできないのか？

A21. 兼務承認書で承認された代理人を契約後必ずしも配置する必要はありませんので変更は可能です。しかし、契約後に提出された兼務承認書について、現場の状況等によっては承認されない場合もありますので、代理人の兼務を考えているのであれば、事前に兼務承認書を提出し承認を得ておく方が望ましいです。

Q22.3件兼務する時は、3件それぞれの監督員に書類を提出するのか？

A22.すでに工事の現場代理人となっている者が、新たな工事等の代理人を兼務しようとするときは、まず、すでに現場代理人となっているすべての工事の監督員の承認を得る必要があります。

(手続き例)

- 1 件目 (A工事) : 通常通り現場代理人届を提出する。
- 2 件目 (B工事) : A工事に対し、B工事との兼務承認願提出 →承認 (A工事)
B工事に対し、A工事との兼務承認願及び現場代理人届を提出
→承認・受理 (B工事)
- 3 件目 (C工事) : A工事に対し、B工事・C工事との兼務承認願提出 →承認 (A工事)
B工事に対し、A工事・C工事との兼務承認願提出 →承認 (B工事)
C工事に対し、A工事・B工事との兼務承認願及び現場代理人届を提出
→承認・受理 (C工事)

(2件目(3件目)が入札前の場合)

入札前に現場代理人兼務承認同にて、すでに現場代理人となっている工事の監督員に承認をえておきます。その後、契約した場合は、上記と同じ手続きとなります。

(1件目、2件目が同時期に入札される場合)

両工事ともに、設計図書に「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書」が添付されており、施行条件明示にて、「条件を満たせば可」となっていれば、兼務可能です。

入札前に現場代理人兼務承認同を提出する必要はありませんので、契約後にそれぞれの工事の監督員に兼務承認願を提出してください。

「(参考)手続きフロー例」も参考にしてください。

Q23. 3件兼務するうち1件は業務委託であるが、業務委託の監督員にも兼務承認同や兼務承認願などの書類を提出するのか?

A23. 業務委託については、設計図書で特別に代理人の現場への常駐を定めている場合以外は、現場への常駐の義務はありませんので、業務委託の監督員には兼務承認同や兼務承認願を提出する必要はありません。

Q24. 連絡員を施工計画書の緊急時の体制及び対応に記載する必要があるか?

A24. 緊急時に代理人が現場にいない可能性もあるので、記載してください。

Q25. 連絡員は変更できるのか? 変更した場合は施工計画書や兼務承認願を再度提出するのか?

A25. 同一の人であることが望ましいですが、変更することは可能です。変更する場合は、施工計画書や兼務承認願を再度提出する必要はありませんが、監督員へ報告するとともに打合せ記録簿を提出してください。

Q26. 兼務している他の工事が早く完了した、工期延期した、途中で他の現場代理人に変わったなどの場合はどうしたらいいのか?

A26. 兼務に係るすべての監督員に、その旨を報告し打合せ記録簿を提出して下さい。

兼務の不承認・解除について

Q27. 工事途中で兼務を認められなくなる場合は具体的にはどのような場合か？

A27. 例として、安全対策の不徹底により事故の発生の恐れがある又は事故が発生した、どこの現場にもいない、連絡がつかない、などが考えられます。

Q28. 工事途中で兼務を認められなくなった場合はどうすればよいのか？

A28. すみやかに当該工事又は兼務している他の工事等に新たな代理人を配置してください。また、配置した場合は関係する監督員すべてにその旨を報告し打合せ記録簿を提出して下さい。

Q29. 兼務を認められなくなって新たな代理人を配置する場合、どの現場に新たな代理人を配置すればいいのか？

A29. どの現場に新たな代理人を配置するのがよいかは、その時の状況によりますので、監督員と協議の上、配置してください。

Q30. 新たな代理人が配置できない場合はどうすればよいのか？

A30. 現場の安全対策や施工体制などの改善がされない限り、工事を続行することは困難です。また、改善がみられない場合は一定の処分の対象となる場合があります。

なお、代理人を兼務するにあたっては、現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないことが前提ですので、支障が出る可能性があるならば、別の代理人を配置するか、配置できないのであればそもそもその工事を契約すべきではないと考えます。

その他

Q31. 試行実施とはどういうことか？

A31. 現場代理人の現場への常駐緩和については未知の部分もあるため、試行的に実施し、問題点等があれば改善していきたいと考えています。

(例えば、兼務できる件数を増やす・減らす、対象の請負金額を増やす・減らす、対象の工事範囲を拡げる・狭める など)

(参考) 手続きフロー例

A工事（1件目）	B工事（2件目）	C工事（3件目）	備 考
<p>現場代理人届提出</p> <p>↓</p> <p>B工事と代理人を兼務していいか兼務伺提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p> <p>↓</p> <p>B工事と代理人を兼務していいか兼務願提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p>	<p>入札公告</p> <p>↓</p> <p>A工事と代理人を兼務して工事をする予定</p> <p>↓</p> <p>A工事の監督員に伺</p> <p>↓</p> <p>入札</p> <p>↓</p> <p>契約</p> <p>↓</p> <p>A工事との代理人兼務願提出</p> <p>現場代理人届提出</p>		
<p>↓</p> <p>B、C工事と代理人を兼務していいか兼務伺提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p> <p>↓</p> <p>B、C工事と代理人を兼務していいか兼務願提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p>	<p>↓</p> <p>A、C工事と代理人を兼務していいか兼務伺提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p> <p>↓</p> <p>A、C工事と代理人を兼務していいか兼務願提出</p> <p>↓</p> <p>承認</p>	<p>入札公告</p> <p>↓</p> <p>A、B工事と代理人を兼務して工事をする予定</p> <p>↓</p> <p>A、B工事の監督員に伺</p> <p>↓</p> <p>入札</p> <p>↓</p> <p>契約</p> <p>↓</p> <p>A、B工事との代理人兼務願提出</p> <p>現場代理人届提出</p>	

